

様式第3号(第6条関係)

令和8年7月23日

意 見 書

大刀洗町長 中山 哲志 様

大刀洗町政治倫理審査会
会長 手嶋 竜一

大刀洗町政治倫理条例第8条第2項の規定により審査を求められた件について、下記のとおり意見書を提出します。

記

1 審査及び調査を求められた日

令和8年6月15日(月)

2 審査及び調査の内容

資産等報告書の審査

3 審査及び調査の結果

別紙のとおり

1 審査対象者及び提出状況

大刀洗町政治倫理条例第4条の規定によれば、町長及び町議会議員（以下「議員」という。）の資産等報告書が審査対象であると定められている。

また、同条第3項の規定により、議長は、提出された議員等の資産等報告書を提出期限から7日以内に町長に送付し、町長は、町長の資産等報告書とともに毎年6月15日までに政治倫理審査会に提出しなければならないと定められており、本年、政治倫理審査会は、町長から6月15日に、次の提出義務者すべてにおいて提出を受け、審査を行った。

その結果は、第4項の「審査の結果」に記述するとおりである。

提出義務者

町長	1名
議員	12名
合計	13名

2 審査の経過

第1回	令和8年6月15日（月）	役場	応接室
第2回	令和8年7月2日（木）	役場	応接室
第3回	令和8年7月23日（木）	役場	応接室

3 審査の方法

各提出義務者から提出された資産等報告書について、その記載内容に誤りはないか、矛盾はないか、証明書類が完備されているか等を審査し、さらには前年度の資産等報告書との比較を行い、資産等の増減状況、またその原因等に着目しながら資産等報告書の各項目に沿って審査を行った。

審査によって生じた疑義については、文書等により提出義務者に通知し、記載内容の訂正や、証明書類の追加提出等を求めた。

4 審査の結果

資産等報告書の記載内容については、おおむね適切に記載されている。しかしながら、誤記や記載漏れ、証明書類の不備等が散見され、その点検に多くの時間を費やした。中でも、前々年度及び前年度に当審査会が指摘し訂正や証明書類の提出を求めた事項について、本年度も同様の誤りや証明書類の不備があり、繰り返し指摘しているにもかかわらず、改善がされない報告者が複数人おり、条例の重要性が軽視されているように窺われ、資産等報告書の正確性にも疑念が生じることになる。

次年度の報告に際しては、報告に必要な証明書類は十分に留意して保管するとともに、記載例や添付書類例一覧を確実に参照し、誤記及び記載漏れがないよう、また、各証明書類の内容と整合しているかどうか、添付書類の漏れがないかを提出前に必ず確認されるよう強く

求める。

なお、今回提出された資産等報告書の記載内容からは、本条例に定める政治倫理基準に抵触するような事案は認められなかった。

5 まとめ

審査の結果、数名の報告者については、内容の不備等が散見されたが、記載内容の訂正や証明書類の追加提出等について迅速に対応され、町長および議員について何ら問題とすべき点はないと判断した。

次年度の報告に際しても、報告書は書いて提出すれば良いというものではなく、政治家としての倫理や行動の高潔さを示すための一手段であるという認識を持ち、また、この「大刀洗町政治倫理条例」を十分に理解され、誤記及び記載漏れや証明書類の添付漏れがないよう必ず確認し、本審査会での審査が一層円滑に行われるよう留意していただきたい。

最後に、政治倫理条例の柱となる資産公開制度は、対象者各位の毎年の資産状況や納税状況を正確に把握し、資産形成の推移を明らかにすることで、町政に深く関わる者として、町民の信頼に応えるものである。そのため、資産等報告書には、透明性及び確実性が求められている。

今後も引き続き、正確性、誠実性を要望するとともに、さらなる政治倫理に対する意識の向上を期待するものである。

【大刀洗町政治倫理審査会】

会 長	手 嶋 竜 一
委 員	西 野 恵 子
委 員	伴 彰 子
委 員	古 賀 智 博